各府県審判長様
関係各位

平成27年2月11日
近畿ハンドボール協会
審判長　小　山　勉

公認C級審判員　申請について

1, 上級申請の要件

公認審判員規程 第6条

上級を申請する場合には、次の要件が満たされていなければならない。

(1) C級の審査を受ける場合には、D級を取得してから満1年を経ていなければならない。
（申請時には満1年を経ていなくてもよい）

(4) 各級公認審判員は、審判講習会または研修会に年1回以上出席していなければならない。

(5) 公認審判員手帳（以下手帳という）に、審判を担当した試合と出席した講習会・研修会について、正しく記入していなければならない。

2, C級の申請

公認審判員規程 第7条

C級を申請する公認審判員は、所定の公認C級審判員申請書に手帳と別表1 の審査料・認定料をそえて各県審判委員会に提出する。各県審判委員会は、提出された公認C級審判員申請書と手帳の記入内容を確認し、審査料・認定料とともに、各県審判長の推薦書をそえて、各ブロック審判長に申請する。

3, C級の審査と登録

公認審判員規程 第8条

各ブロック審判長は、C級申請者を審査して認定する。手帳に必要事項を記入・押印し、各県審判委員会へ返送することにより、C級審判員として認定されたことを通知する。
各ブロック審判長は、公認審判員認定者名簿（C級用）を1部作成し、認定料をそえて本協会に毎年5月31日までに報告する。本協会は、公認C級審判員として登録する。

4, 審査の回数

公認審判員規程 第12条

A級・B級・C級の審査は年1回とする。

5, 近畿協会への申請

(1) 申請期限

毎年 **5月16日** 近畿協会審判部事務局 必着（各府県の審判長から送付）

(2) 申請書類

- C級審判申請書（含、各府県審判長の推薦書）
- 審判手帳
- 前年度のD級審判員登録証のコピー

(3) 申請費用

- 審査料（1000円：近畿協会）
- 認定料（1000円：日本協会）　　合計：2000円

(4) 近畿協会審判部事務局

〒660-0024
京都市左京区岩倉花園町 299-13
岡野 哲裕
Tel: 090-3035-6045

6, 資格取得

近畿協会が受理した年度の4月1日にさかのぼって、公認C級審判員の資格を取得したものとする。

以上